

総 発 第 36 号
2011 年 4 月 22 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「金融商品会計基準(金融負債の分類及び測定)の見直しに関する検討状況の整理」
に対するコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2 月 25 日に貴委員会より公表されました掲題検討状況の整理につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しく願い申し上げます

敬具

1. 総論

国際会計基準とのコンバージェンスの観点から、IFRS 第 9 号を基礎として、金融負債の分類及び測定の方法を定めていることについて異論はない。引き続き、国際会計基準との整合性を保ちながら基準改定を行っていただきたい。

また、国際会計基準を早期適用する企業については日本基準においても当該基準の早期適用を認める等の柔軟な対応をお願いしたい。

尚、我が国の会計基準において純損益と利益剰余金のクリーン・サープラス関係が成立するという考え方を継続するか、それともリサイクリングを認めない方式を採用するかは、金融商品のみならずその他の論点においても同様に会社法・税法における影響が大きい。純損益の取扱いについて重点的に検討いただくとともに、IASB への意見発信についても引き続きお願いしたい。

2. 各論

(質問 1) 複合商品の主契約

IFRS とのコンバージェンスの観点から、主契約が金融負債以外のものについても会計基準の対象とすることは適切であると考えます。

(質問 2) 公正価値オプションの適用

公正価値オプションの導入は IFRS 第 9 号に沿ったものであり IFRS とのコンバージェンスの観点から、また企業にとって選択肢をひろげるものであるため、適切であると考えます。また、第 16 項で検討されている点についても、IFRS 第 9 号で認められているものであり (IFRS9. 4. 3. 5)、適切であると考えます。

（質問 3）複合商品の区分処理

特段の定めを設けず複合商品について一体として処理する案（【案 1】）が適切であると考え。理由は、管理上、組込デリバティブを区分しているときの特段の定めは、IFRS 第 9 号にはない、日本基準特有の定めであるため（企業会計基準適用指針第 12 号第 4 項）、コンバージェンスを念頭に置いた場合、基準差異を設けるのは望ましくなく、また、【案 2】を認めた場合に区分の比較可能性が損なわれる可能性が懸念されるためである。

（質問 4）金融負債に関するその他の包括利益累計額のリサイクリング

IFRS とのコンバージェンスの観点を重視し、リサイクリングを禁止する【案 A】を支持する。純損益と利益剰余金とのクリーン・サープラス関係を維持することを重視する観点からは【案 B】が適当であるが、金融負債の満期前に負債の消滅が認識されるケースは多くはないと想定される。

以 上